

季刊

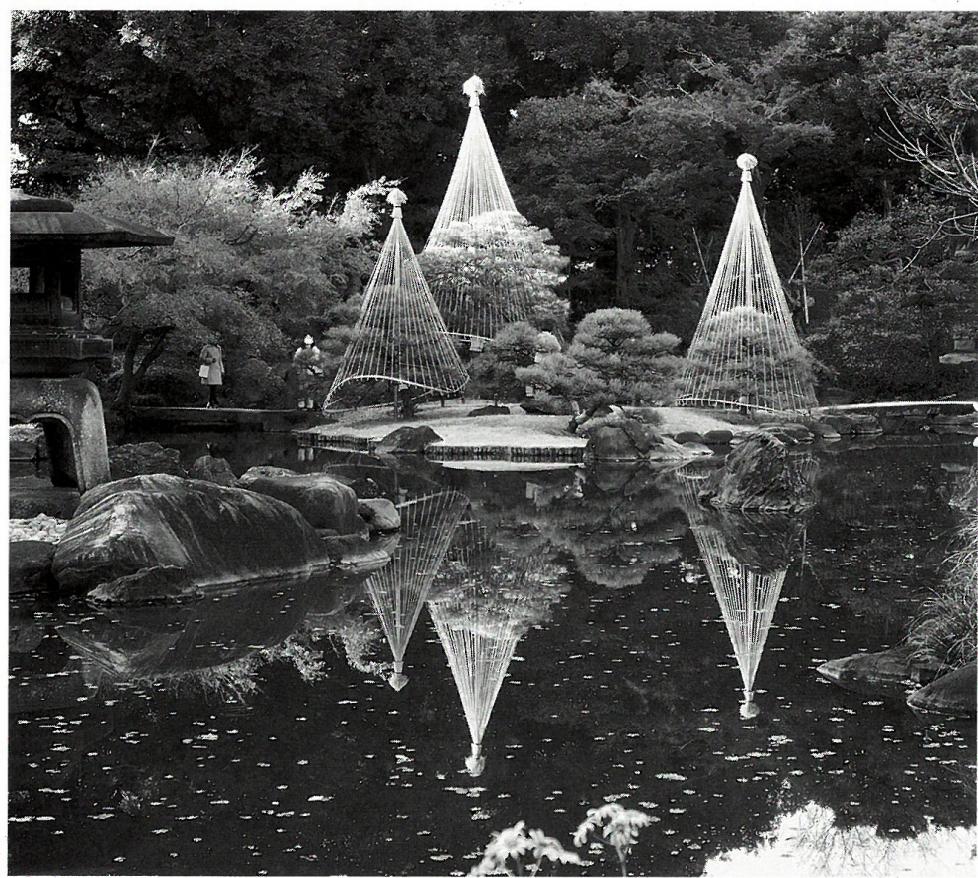
東洋情報

人権と民主主義を守る
理論・情報誌

No.108
2021.2.1
(春号)

特集

再審法改正へ地方議会での意見書運動



発行●日本国民救援会

付替えしました。このような事態が生じたのも再審についての手続きがないことがあります。

3 地方議会での意見書採択運動の2つの意義について

現行の再審制度の問題点と改正の必要性を理解した上で、次にどのようにして再審法改正をめざすのかについて考えていきましょう。

国民救援会では、具体的な再審事件の支援活動と連携しながら、法改正に向けた学習、宣伝をおこなっています。これらとあわせて、地方議会への再審法改正を求める意見書の採択を求める請願運動と地元国議員への要請行動を重視して取り組んでいます。地方議会での意見書採択運動には以下の2点について大きな意義があります。

①草の根から法改正運動を広げる

再審法改正をするためには、国会に法案を提出し、最終的には過半数以上の議員の賛成を得て採決し成立させる必要が

あります。そのためには、まず改正法案を国会に提出する必要があります。しかし、現状ではこの法律を所轄する法務省が再審制度の見直しを盛り込んだ刑事訴訟法の改正法案を国会に提出することは期待できません。

そこで別の方針を検討する必要があります。現在、再審法改正を求めて「再審法改正をめざす市民の会」、日本弁護士連合会、冤罪犠牲者の会などが活動を行っています。いずれの団体も、議員の法案発議による議員立法（法律・改正）をめざし、超党派議員連盟の結成を視野に入れて、国議員への要請を重点に置いて取り組んでいます。

②人権を守る国民救援会の存在を示し、救援運動を広げる絶好の機会

とはいっても、与党議員の協力を得て、「超党派議員連盟」を結成することは容易なことではありません。弁護士出身で取り組んでいます。地方議会での意見書採択運動には以下の2点について大きな意義があります。

（1）草の根から法改正運動を広げる
（2）人権を守る国民救援会の存在を示し、救援運動を広げる絶好の機会

この間、地方議会の各会派の議員への協力要請を通じた各地の経験で、この課題が人権問題として政党政派を超えて一致できる条件があることが確認できます。この原動力は、国民救援会の創立以来の伝統である事実と道理にもとづく、粘り強い説得活動にあります。誰もが冤罪事件の実態を具体的な事実を通して知れば、冤罪はあってはならないと、この運動に理解を示します。国民救援会

「再審法改正をめざす市民の会」の共同代表の宇都宮健児・元日弁連会長は、かつてサラ金問題の解決にあたって利息制限法改正を実現した教訓として、全国地方議会の過半数で意見書採択を勝ちとったことで、消費者金融業界の圧力に押され法改正に消極的だった与党議員の態度が変わり法改正につながったと、その意義を強調しています。

ぜひ、地域の草の根から再審法改正運動を盛り上げて、国民の声として国会に届け、再審法改正を実現させましょう。

（1）草の根から法改正運動を広げる
（2）人権を守る国民救援会の存在を示し、救援運動を広げる絶好の機会

この間、地方議会の各会派の議員への協力要請を通じた各地の経験で、この課題が人権問題として政党政派を超えて一致できる条件があることが確認できます。この原動力は、国民救援会の創立以来の伝統である事実と道理にもとづく、粘り強い説得活動にあります。誰もが冤罪事件の実態を具体的な事実を通して知れば、冤罪はあってはならないと、この運動に理解を示します。国民救援会

には、冤罪事件で苦しむ当事者や家族に身近に寄り添う中で多くの実例を示すことができた豊富な経験と実績が蓄積されています。いまこそ国民救援会の役割を發揮すべき時です。

意見書採択運動を通じて、地方議会で国民救援会の役員が法改正の趣旨説明を堂々と行うことで国民救援会という人権団体の存在を知り、地域で粘り強く活動していることに感動して入会した地方議員も生まれています。島根では、津和野町議会での採択を勝ちとる取り組みを通じて、国民救援会の役割と期待が高まるなかで益田鹿足支部が結成されました。

兵庫では意見書採決後、国民救援会が支援している冤罪事件について与党議員から質問が寄せられるなど、国民救援会の存在価値が地域で高まり、期待も寄せられています。

全国で活動する救援会の支部が地元議会に働きかけて再審法改正を勝ち取ることは、国民救援会が公正な裁判を実現し、人権を守る団体であるという認知を得て、市民権を広げる絶好の機会です。その結果、国民救援会の組織の質的な発展につながることがこの間の経験で実証されています。

4 この間の活動で寄せられた質問に連れて

(1) 「刑事訴訟法の改正に関わることは国会の仕事で、地方議会での請願・意見書採択はなじまない」との意見について

* 地方自治法
99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国又は関係行政庁に提出することができる。
124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

当初の意見書の採択について、保守系の議員から「国の基本にかかる刑事訴訟法について、地方議会で議論して国に意見を言うのはなじまない」「法律の改正を望むなら、立法権を持つ国會議員や政府、裁判所など関係機関に提出すべきだ」とする意見への対応について、質問が寄せられています。

主権者国民の権利として、憲法第16条において請願権を保障しており、それを受けて地方自治法第124条、125条において請願の具体的取扱いが規定されています。また、地方自治法の99条に基づき、地方議会が立法権を有する国会に対しても「意見書」を提出することが認められています。こうしたことなども紹介して、住民の声を国会に届ける地方議会の役割を發揮してもらうように努めることが大事です。

全国で活動する救援会の支部が地元議会に働きかけて再審法改正を勝ち取ることは、国民救援会が公正な裁判を実現し、人権を守る団体であるという認知を得て、市民権を広げる絶好の機会です。その結果、国民救援会の組織の質的な発展につながることがこの間の経験で実証されています。

(2) 「国会でも再審法の改正の審議が始まっているのだから、その進展を見守る必要がある。意見書採択は時期尚早だ」とする意見について

最近は、意見書採択に否定的な意見としてはこの理由を挙げる議員が多くなっています。この意見の背景にあるのは、2016年に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」に盛り込まれ

た附則の文言です。盗聴捜査の拡大に反対し、取り調べの一部可視化では不十分であり、再審事件を含めて全面的な証拠開示を求めていた国民救援会をはじめとする国民の反対の世論に押されて、政府、与党は再審事件に関する証拠開示について今後検討することを法律の附則9条の3項に盛り込まざるを得ませんでした。その後、この附則にもとづいて、最高裁、日本弁護士連合会、警察庁、法務省・検察庁の間で、2018年3月に第1回協議会が開催されています。(日本共産党の山添拓参議院議員の追及で判明)。この会議のことを通称「四者協議」と呼んでいるようで、この四者協議の進展を見守る必要があるから、地方議会で意見書を出すのは時期尚早だというのが、最近の傾向です。ところが、この「四者協議」は、非公開で行われ、審議の状況が全く分からぬのが現状です。

国民救援会は、所管する法務省や構成団体である日弁連に対しても審議を開いて、国民の意見が反映できるように民主的運営を求めていますが、全く改善されていません。

この問題について、山添議員が参議院法務委員会理事懇談会で法務省を問いただしても、法務省の担当者は国会(法務委員会)に対して非公開を理由にして協議内容を明らかにしませんでした。同懇談会に法務省から提出されたのは2011年3月に協議会が1回だけ開かれただけにすぎず、幹事会が15回開催され、そのうち証拠開示に関する幹事会が5回開催されたとする日程だけが報告されたに過ぎません。その後は、コロナ禍を理由に2020年度はほとんど開催されない状況です。このように、四者協議の進展を見守るという反対意見の大半の期待に反して、ほとんど議論は進んでおらず、国会にさえ全く報告もされず民主主義に反する状況です。

この反対意見に対して、一致点を見出して意見書の採択に結び付けた神戸市議会の経験は教訓的です。別稿で、兵庫県本部からの経験が報告されていますので、ぜひお読みください。

このように四者協議を見守るという意見に対しても、その意見を尊重しながら国民に開かれた再審法の見直しを含めた議論を深めることを求めるることは、再審に向けて大きな一步です。私たちが掲げる3つの目標で採択されることがベスト

のすべての証拠を開示すること、②再審開始決定に対する検察官による不服申立を禁止すること、③再審における手続きを整備することの3項目を掲げて請願を行いました。

しかし、請願を扱う総務財政委員会では、与党会派から「国で協議の最中であり、自治体が意見を言うべきではない」との意見が出されました。こうした中、どこで一致して意見書を採択できるかと、熱心な議論を重ねる中で「国民に開かれた再審制度にむけた審議の促進を求める意見書」が合意され全員一致で採択されました。意見書では上記の四者協議にも触れながら「再審制度のよりふさわしい在り方について議論を深めていただくよう、強く要請します」と意見書を結んでいます。

当初は兵庫県本部と支部では、神戸市議会に対して、国民救援会がめざす再審法改正の当面の目標である①再審のため

ですが、それに固執せず全体の運動を前進させる方向で一致点を見出す努力を重ねて一步前進したことが神戸市議会の経験の教訓です。

(3)「証拠開示については賛成だが、検察官の不服申し立ての禁止は賛同しかねる。通常審でも検察に上訴権が認められるのに再審だけ検察の権利を奪うのは三審制に反する」との反対意見について

この点については、「再審法改正をめざす市民の会」の運営委員会でも、理論的な整合性をもつて、どうわかり易く市民の理解が得られるかについて、議論を重ねている論点でもあります。「市民の会」では近く、この質問だけでなくこれまで寄せられた質問に対してもQ&Aにまとめて、「私たちがめざすもの（再審法改正要綱）」と題する小冊子の発行を準備しています。

この質問については、再審事件の実例でも紹介したように袴田事件や名張事件、大崎事件の例にみられるように、そもそも現状の再審の手続きは、再審を求める者に極めて不利にできていること。

その中で再審開始決定を獲得するには、通常審で無罪判決を得るよりも、はるかに多大な労力を長期間かけて壁を突破している現状を理解してもらうことが必要です。名張毒ぶどう酒事件の奥西さんのように司法に翻弄され、半世紀以上にわたるたたかいの途上で亡くなる深刻な実態を示して粘り強く理解を求めることが大切です。

そのうえで三審制度の整合性をどう説明するかについてです。その前提としてまず再審の理念を確認し、現行の再審制度の仕組みについて理解をしてもらうことが大切だと考えています。

日本の裁判は三審制をとっています。第一審の判決に不服がある場合は、上級裁判所での審理を求めることができます。そして最高裁判所の判断が出たら、判決が確定します。そうでなければ、永久に決着がつかないことになるからです。

しかし、だからといって、確定した有罪判決が誤っていることが分かった場合でも、もう確定したのだからといって、そのまま放置しても良いといえるでしょ

うか。無罪（罪を犯していない人）を処罰してはならないというのは、刑事司法のもつとも大切な理念とされています。そこで、無罪の者を救済するために裁判のやり直しを認める再審制度がもうけられています。さらに、日本国憲法の制定によつて現行の日本の再審制度は不利益再審をなくして、無罪の救済だけに特化した再審制度となつたことは重く受け止めるべきです。

現行の日本の再審は2段階に分かれています。まず、再審請求の理由があるかどうかが審査され、理由があると判断されると再審開始決定が言い渡されます。ここまでが第1の段階で、再審請求審といいます。再審開始決定が確定すると、公判が開かれ、最終的な判断がなされます。これが第2の段階で、再審公判といいます。

したがって、再審開始決定があつても、それだけでは再審請求人が無罪になるわけではありません。有罪・無罪は、その後に行われる再審公判で判断されるのです。仮に検察官が再審開始決定に不満であれば、この再審公判で主張すれば

よいのです。したがつて再審開始決定 자체について独立の不服申立てを認める必要はありません。

日本の再審制度のモデルとなつたドイツでは、すでに1964年（57年前）に再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止しています。

また、通常審における三審制との整合性については、私たちとしては通常審においても欧米諸国ではすでに当たり前になつているように、一度無罪にたつたら検察官の上訴を禁止することをめざすべきと考へています。これが憲法39条にも合致する制度だと考えます。

そして、現行の再審制度については先に説明したように、再審開始決定で請求人が即無罪となるわけではなく、検察には再審公判で主張する機会が残されているのです。

また、刑事法の学者からは、三審制度だから裁判所のすべての判断に必ず不服申立てが許されるということではないという指摘もあります。例えば、職権乱用罪を犯した公務員を検察官が不起訴にしたとき、これに不服のある告訴人らが直

接裁判所に審判を請求する付審判請求手続きで、審判に付すという決定を受けた者（公務員）は、この決定に対し、不服申立てはできないという最高裁判例があります。もしも、付審判決定に不満があつても、後の裁判で主張すればよいという理由によるものです。再審開始決定の場合も、これと同じと考えるのが妥当ではないでしょうか。

最後に

いま、再審法改正の必要性を求めるたかいは大きく前進しつつあります。前述したように、マスコミも法改正の必要性を報道し、冤罪事件への国民の関心も高まり、情勢は大きく変化してきています。

ぜひ、その実現にむけて再審法改正をめざす地方議会での意見書採択運動を全国各地で積極的に取り組むことをお願いします。

全国には約1740の地方議会があります。その過半数の地方議会で意見書が採択されれば法改正は決して夢物語でなく、現実のものになると確信します。

いま、冤罪関係者と国民救援会の長年の要求であった「再審法」の改正を勝ち取る歴史的な絶好のチャンスです。その実現に向けて、大いに奮闘しようではありませんか。

一方、弁護人が提出した新証拠について専門家の意見もまったく聞きもせず、

突然に一片の紙切れ一枚で再審請求が棄却される悔しさを私たちは、幾度となく経験してきました。再審無罪となつた事件では、裁判所の積極的な証拠開示と事実調べが行われ、それが大きな力になつたことも学んできました。

再審法の改正が実現すれば、これまで救済が遅れていた事件についても公平な裁判を受ける権利が保障され、再審無罪となる大きな展望を切り開くことになります。

ぜひ、その実現にむけて再審法改正をめざす地方議会での意見書採択運動を全国各地で積極的に取り組むことをお願いします。

このような情勢を切り開いたのは、多くの冤罪当事者とその家族、弁護団、国民救援会が力を合わせ、血のにじむような長い壁を打ち破つて再審開始決定、再審無罪の勝ちとつてきた成果です。

いま、冤罪関係者と国民救援会の長年の要求であった「再審法」の改正を勝ち取る歴史的な絶好のチャンスです。その実現に向けて、大いに奮闘しようではありませんか。